

介護老人福祉施設 料金表(予定金額)

介護保険法の一部改正に伴う料金改定を指定介護老人福祉施設契約書第8条1項及び2項に基づき変更いたします。

ご契約者の要介護度と単位	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
下段12年4月 1日以降入所	573単位	641単位	712単位	780単位	847単位
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位／日		適応	(有)・無	
看護体制加算Ⅰ	4単位／日		適応	(有)・無	
栄養マネジメント強化加算	11単位／日		適応	(有)・無	
夜勤体制加算Ⅰ	13単位／日		適応	(有)・無	
看取り介護加算	対応時、説明いたします。		適応	(有)・無	
基本単位+加算単位の合計 日	607	675	746	814	881
褥瘡マネジメント加算Ⅰ 月	3単位／月		適応	(有)・無	
排せつ支援加算Ⅰ 月	10単位／月		適応	(有)・無	
自立支援促進加算 月	300単位／月		適応	(有)・無	
ADL維持等加算Ⅰ 月	30単位／月		適応	(有)・無	
科学的介護推進加算Ⅰ 月	40単位／月		適応	(有)・無	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	上記合計(基本単位+1日加算単位+月加算単位)単位数×83/1000				
特定処遇加算Ⅱ	上記合計(基本単位+1日加算単位+月加算単位)単位数×23/100				
介護職員等ベースアップ等支援加算	上記合計(基本単位+1日加算単位+月加算単位)単位数×16/1000				

食事の負担額認定証 1段階	¥300	居住費の負担額認定証 1段階	¥0
食事の負担額認定証 2段階	¥390	居住費の負担額認定証 2段階	¥370
食事の負担額認定証 3段階-①	¥650	居住費の負担額認定証 3段階-①	¥370
食事の負担額認定証 3段階-②	¥1,360	居住費の負担額認定証 3段階-②	¥370
食事に係る自己負担額 4段階	¥1,620	居住費に係る自己負担額 4段階	¥855

※1単位10.72円が目安

負担限度額認定証 第1段階	¥31,357	¥33,810	¥36,372	¥38,826	¥41,244
負担限度額認定証 第2段階	¥45,157	¥47,610	¥50,172	¥52,626	¥55,044
負担限度額認定証 第3段階-①	¥52,957	¥55,410	¥57,972	¥60,426	¥62,844
負担限度額認定証 第3段階-②	¥74,257	¥76,710	¥79,272	¥81,726	¥84,144
負担額認定証 なし 4段階	¥96,607	¥99,060	¥101,622	¥104,076	¥106,494
負担割合が2割の方	¥118,509	¥123,417	¥128,541	¥133,448	¥138,283
負担割合が3割の方	¥142,599	¥147,773	¥155,459	¥162,820	¥170,073

※新規入所初日に安全対策体制加算20単位(約24円)

※初期加算(新規入所者)または、1か月以上入院し退院後30日間 1日30単位(約36円)

※上記金額は1ヶ月当たり(30日)の目安金額です。実際の請求とは誤差が発生します。

※4段階ご利用者とは負担限度額認定証をお持ちでないご利用者です。

※基本単位数の変更や適応する加算が変更した場合は、その都度料金改定を行い、改めて契約は交わしません。

※各種減免・減額の認定証がある場合は、利用時に必ずご提出お願い致します。

《その他の費用》

- ① 貴重品預かり費(1ヶ月当たり) 500円
- ② 理美容代 1,500円 (実費・変動あり)
- ③ 軽食喫茶倶楽部 320円
- ④ 居酒屋倶楽部 525円
- ⑤ その他余暇活動 実費(材料費)
- ⑥ 利用者が選定する特別な食事の提供に伴い、必要となる費用(実費分)行事食等
- ⑦ ①から⑥に掲げるもののほか、指定介護老人福祉サービスにおいて提供されるもののうち、日常生活においても必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- ⑧ 原則的に領収書の再発行は致しませんが、再発行をした場合は1枚2,000円徴収いたします。

2022.10.1改定

令和 年 月 日

【事業 者】

住 所
横浜市旭区万騎が原4番地

事業者名
特別養護老人ホーム
グリーンサイド清盛

代表者氏名
施設長 清水 満正 印

【契 約 者】

住 所

氏 名
_____ 印

【身元引受人】

住 所

氏 名
_____ 印

自己負担額(1日当たり) ※1単位10.72円が目安	¥720	¥800	¥884	¥965	¥1,045
-------------------------------	------	------	------	------	--------